

## 可児市農業委員会第10回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年9月5日(火)午後1時30分から2時10分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治
欠席委員	溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第47号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第48号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第50号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について
議長 事務局	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 議案書の削除及び修正をお願いします。 議案書2ページ、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及 び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号2の案件ですが、譲受人 から取り下げの申出がありましたので、削除をお願いします。続きまして、議案書5ペー ジ、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい ての受付番号1の案件ですが、削除をお願いします。続きまして、農地転用等説明資料12 ページ、一般基準判定の始末書の欄がーになっておりますが、ありに修正してください。
議長	平成29年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 只今の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。 また、推進委員の欠席委員は1名であり、出席委員は8名です。 これより、平成29年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のと おりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、6番日 比野泰成委員、7番二宮章二委員の両名を指名します。
議長 事務局	日程第2、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。 議案第47号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説

明させていただきます。今回は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の下恵土の方が、共同住宅1棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広瀬、地目は畑、面積は877㎡、農振区域外の農用区域外の農地で、申請地の北側は畑と宅地、東側は用悪水路、西側は道路、南側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人が共同住宅1棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意書が添付されています。雨水排水は道路側溝へ排水、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております、特に支障になることはないと思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました、地元委員の発言をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号1について、3番可児が報告します。

共同住宅1棟を建築するという申請です。詳細につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。問題ないと思いま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第3、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第48号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転7件の申請があります。

受付番号1の案件は、貸人の広見の方と、借人の名古屋市の方との間に使用貸借権を設定し、借人が一般個人住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字伊之木の一部外1筆、地目は畑、面積は2筆合計706㎡のうち416㎡、農振区域外の農用区域外の農地で、申請地の東側は宅地と貸人の畑、南側は道路、西側は用悪水路、北側は道路となっており、許可後平成30年3月31日までの計画と

しての申請です。

転用事由としましては、借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市排水路、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、申請者の申出により取り下げられました。

受付番号3の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の東京都板橋区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が小・中・高校の多目的グラウンドを整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字藤藪、地目は田、面積は482㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は道路、北側は平成29年6月30日に5条許可済みの農地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が小・中・高校の多目的グラウンドを整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、帝京大学可児小学校から280m、帝京大学可児中学校から280mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、面積は165㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、はぐみの森保育園から430m、ひまわりファミリークリニックから550mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の鳩吹台の方と、譲受人の愛知県春日井市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、西帷子字森前、地目は畑、面積は408㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側は雑種地、西側は道路、南側と東側は畑となっており、許可日から6ヶ月までの計画としての申請です。

なお、今回転用を求める農地には、農業用資材を保管のための木造平屋建て6㎡の物置が平成10年頃に建築されておりますが、「農業用施設届出書」を提出せず建築していたことから、譲り渡し人から始末書が提出されております。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かたびら幼稚園まで 480m、かたびら保育園まで 480mとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書が添付されており、雨水排水は道路側溝、上水道は前面道路側から、下水道は公共下水道に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 の案件は、貸人の下恵土の方と、借人の多治見市の方との間における使用貸借権の設定で、借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は下恵土字柿添、地目は畑、面積は 876 m<sup>2</sup>のうち 279 m<sup>2</sup>、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側と東側は貸人の畑、西側は畑と貸人の畑、南側は道路と貸人の畑、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は前面道路側溝へ流入。上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから 特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の今渡の方外 1 名との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野外 1 筆、地目は畑、面積は合計で 193 m<sup>2</sup>、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地となっており許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域内の農地となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の道路側溝、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 の案件は、賃貸人の中恵土の方と、賃借人の名古屋市の方との間における売買による賃貸借権の設定で、賃借人が南側の隣接畑と一体利用して、スーパーマーケット従業員駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎の一部、地目は畑、面積 177 m<sup>2</sup>、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は私道、南側は一体利用する賃貸人の畑、北側は賃貸人の畑となっており許可後平成 29 年 10 月 11 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人がスーパーマーケット従業員駐車場を整備するとの計画であります。

なお、申請人より 4 条の許可を受けた後、登記の手続きを怠っていたため、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、可児市水道部庁舎まで 350m、かわい幼稚園まで 460mの農地と

なっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

なお、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請、受付番号1を同時申請しておりましたが、従前の4条申請の手続きが起業地の分筆と地目変更を行うこと完了することから、取り下げとなりました。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

1番広見をお願いします。

山田委員 受付番号1について14番山田が報告します。

周りは静かな住宅地です。雨水排水は市の管理水路経由道路側溝へ、農業用水に影響はありません。

議 長 3番大森をお願いします。

可児(す)委員 受付番号3について推進委員7番可児が報告します。

チャッチボールの練習場を整備するという申請です。隣接農地は5条許可済です。上下水道は接続不要、農業用水への影響はありません。

議 長 4番土田をお願いします。

井藤委員 受付番号4について4番井藤が報告します。

倉庫を建築し、駐車場を整備するという申請です。隣地の同意はなされております。上下水道は接続不要、雨水は地下浸透、農業用水への影響はありません。

議 長 5番帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号5について5番勝野が報告します。

一般個人住宅を建築するという申請です。隣地同意もあり、特に問題ないと思います。

議 長 6番下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号6について3番可児が報告します。

先ほど事務局から説明があったように、貸し方の敷地内に一般個人住宅を建築するという申請です。問題ないと思います

議 長 7番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号7について2番大澤が報告します。

この地域は、第1種住居地域で周りに農地があるわけではないので、問題になることはないと思います。

議 長 8番中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号8について14番山田が報告します。

申請地は既に更地になっており、始末書が添付されております。雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はありません。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

可児すみ子委員どうぞ。

可児(す)委員 受付番号3の案件ですが、設計図に計画道路用地とありますが、道路が増えるのでしょうか。いつ頃でしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 前面にある市道27号線が計画道路として巾が16m道路になるという計画にはなっております。ただこれが、そのラインを引きますと、道路計画線のところまでになりますが、建物を建てるというわけではなく、グラウンドとして使用するということですので本案件については支障ないということで判断しております。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第3議案第48号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第50号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第50号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今日は1件の申請があります。

議 長 受付番号1の案件は、川合の方が所有する畑です。

議 長 土地の概要は、川合字東野、地目は畑、面積は78㎡です。昭和56年頃まで耕作していましたが、隣接する土地と一体利用して昭和56年に軽量鉄骨造平屋建ての作業所を建築し、現在に至るとのことです。

議 長 今回、非農地申請を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

大澤委員 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。

大澤委員 1番川合お願いします

大澤委員 受付番号1について2番大澤が報告します

大澤委員 新家を建てる時に建てる部分だけ農地転用をしましたが、その横に農地が残っており、そこに縫製を始められたときに倉庫を建てられ、現在に至りもう34年になっております。

大澤委員 現在は縫製を辞められ、今後この土地を始末しようと思われたときに、農地ということが分かり、今回申請が出されました。34年も経っておりやむを得ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議 長 日程第5議案第50号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 | ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。

議 長 | 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。  
これをもちまして、平成 29 年第 10 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

届出者 7 名

田 22 筆 面積 23,260 m<sup>2</sup> 畑 25 筆 面積 6,875.31 m<sup>2</sup>

合計 47 筆 面積 30,135.31 m<sup>2</sup>

2. 塩地内違反転用について

3. 農地現況調査について

4. 今後の日程

①現地確認 9 月 29 日 (水)

②第 11 回総会 10 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分から

5. その他

視察研修について